

農地取得の下限面積（農地法第3条第2項第5号の別段の面積）

下限面積	適用する区域
30アール	平成17年12月31日における岡崎市の区域
20アール	平成17年12月31日における額田郡額田町の区域
1アール	岡崎市立小中学校の通学区域を定める規程（昭和35年岡崎市教育委員会告示第5号）における、岡崎市立生平小学校、岡崎市立秦梨小学校、岡崎市立常磐南小学校、岡崎市立常磐東小学校、岡崎市立常磐小学校、岡崎市立恵田小学校、岡崎市立奥殿小学校、岡崎市立豊富小学校、岡崎市立夏山小学校、岡崎市立宮崎小学校、岡崎市立形埜小学校、岡崎市立下山小学校の通学区域のうち、市街化区域を除いた区域（空き家に付随した農地を取得する場合）

令和4年10月1日時点

※ 下限面積は農地法施行規則第17条に基づき算定